

平成16年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
6月28日(月)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○副議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	6
○仮議席の指定	6
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	7
○日程第2、会期の決定	7
○日程第3、諸報告	7
○日程第4、議長の選挙	8
○議長就任のあいさつ	9
○日程第5、議席の指定	10
○日程の追加	10
○日程第6、議席の一部変更(追加日程)	10
○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について(議案第5号)	10
○日程について	11
○日程第8、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第1号)を定める件(議案第6号)及び日程第9、委託協定の変更について(議案第7号)及び日程第10、委託協定の変更について(議案第8号)	12
○日程第11、工事請負契約の締結について(議案第9号)	14
○日程第12、一般質問	15
○議長のあいさつ	20
○管理者のあいさつ	21
○閉会の宣告	21

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第17号

平成16年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成16年5月31日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成16年6月28日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成16年6月28日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	滑	川	光	彌	君	4番	石	川		清	君	
5番	中	島	信	夫	君	6番	大	曾	根	英	明	君
7番	大	山		茂	君	8番	小	寺	由	香	子	君
9番	福	田	耕	三	君	10番	西	村	武	次	君	
11番	神	田	久	純	君	12番	桜	井	邦	男	君	
13番	高	橋	信	次	君	14番	藤	原	建	志	君	

不応招議員 (なし)

平成16年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成16年6月28日

日程第 1、会議録署名議員の指名について

日程第 2、会期の決定について

日程第 3、諸報告

(1)繰越明許費に係る繰越計算書について（報告第2号）

(2)事故繰越しに係る繰越計算書について（報告第3号）

(3)現金出納検査の結果について（監査報告第2号）

(4)議事説明者について

日程第 4、議長の選挙

日程第 5、議席の指定

日程第 6、議席の一部変更（追加日程）

日程第 7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について（議案第5号）

日程第 8、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件（議案第6号）

日程第 9、委託協定の変更について（議案第7号）

日程第10、委託協定の変更について（議案第8号）

日程第11、工事請負契約の締結について（議案第9号）

日程第12、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	滑	川	光	彌	君	4番	石	川		清	君	
5番	中	島	信	夫	君	6番	大	曾	根	英	明	君
7番	大	山		茂	君	8番	小	寺	由	香	子	君
9番	福	田	耕	三	君	10番	西	村	武	次	君	
11番	神	田	久	純	君	12番	桜	井	邦	男	君	
13番	高	橋	信	次	君	14番	藤	原	建	志	君	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊	利		仁	君	副管理者	品	川	義	雄	君
収入役	池	畑	勝	一	君	監査委員	菅	沼	明	之	君
事務局長	田	中	浅	男	君	事務局次長	柳	沢		弘	君
事務局次長	中	河		渡	君	事務局次長 兼総務課長	金	子	久	夫	君
業務課長	森	田	進	一	君	建設課長	新	井	邦	男	君
建設課 主席主幹	紫	藤		清	君	管理課長	杉	田	泰	明	君
水処 理一 所	吉	田	文	夫	君	水処 理一 所	栗	原	茂	夫	君

事務局職員出席者

書記	岡	安	文	雄		書記	高	山		淳
書記	中	田	真	一						

○事務局長（田中浅男君） 事務局より申し上げます。

坂戸市議会におきまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員選挙後、初の議会であり、議長が欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長が議長の職務を行うことになっております。

したがいまして、大曾根副議長、議長席へお願い申し上げます。

〔6番 大曾根英明君議長席に着く〕

○副議長（大曾根英明君） ただいまご紹介をいただきました大曾根英明でございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

◇

◎開会及び開議の宣告

（午前10時19分）

○副議長（大曾根英明君） 現在の出席議員14人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成16年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎副議長のあいさつ

○副議長（大曾根英明君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成16年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第であります。

本定例会に当たりましては、先般の坂戸市議会議員選挙におきまして、多くの住民の信託を得て見事にご当選され、さらに本組合議会議員にご就任をいただきました坂戸市の議員の皆様に対しまして心からお祝いを申し上げる次第であります。今後におきましては、本組合の発展のため、ご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

また、伊利管理者におかれましては、先般の坂戸市長選挙におきまして再度市民の信託を受け、無投票でご当選をされ、また鶴ヶ島市長さんとの協議によりまして、引き続き管理者として就任されましたことに対しまして心からお祝い申し上げます。

本日提案されております議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任のほか重要議案が提案されております。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎管理者のあいさつ

- 副議長（大曾根英明君） 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

- 管理者（伊利 仁君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成16年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のためまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

本日の議会に当たりましては、先般の坂戸市議会議員選挙におきまして、市民の信託を得て見事当選の栄誉を勝ち取られ、さらに本組合議会議員にご就任いただきました坂戸市の議員各位に対しまして心からお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げます次第でございます。

また、不肖私も先般の坂戸市長選挙におきまして、市民各位のご信任をいただきまして無投票当選という無上の光栄に浴し、去る5月12日2期目の市長に就任をいたしました。心から御礼を申し上げますとともに、今後におきましてもご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願いを申し上げます。

本組合におきましても、鶴ヶ島市長との協議によりまして、引き続き管理者に就任いたしましたので、ここにご報告申し上げますとともに、ご協力をお願い申し上げます次第であります。

さて、本年度も第1・四半期を終えようとしておりますが、本日議案にもございます污水管渠築造工事（片柳石井幹線）を初め引き続き污水管渠面整備を図っているところでございます。また、各種事業の推進につきましても鋭意努力しているところでありますので、議員各位におかれましては、変わらざるご理解、ご協力をお願い申し上げます次第であります。

本日ご提案申し上げます議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任のほか4件でございますが、いずれも本組合運営上重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますように心からお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。



◎仮議席の指定

- 副議長（大曾根英明君） この際、議事進行上、去る4月27日、坂戸市議会臨時議会において選出された議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。



◎議事日程の報告

- 副議長（大曾根英明君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

高山書記。

○書記（高山 淳君）（議事日程朗読）



◎会議録署名議員の指名

○副議長（大曾根英明君） ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、副議長において、

8番 小 寺 由香子 議員

10番 西 村 武 次 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○副議長（大曾根英明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（大曾根英明君） 異議なしと認めます。

よって、平成16年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸報告

○副議長（大曾根英明君） 日程第3、諸報告をいたします。

管理者から、繰越明許費に係る繰越計算書及び事故繰越しに係る繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成16年2月から4月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○副議長（大曾根英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議長の選挙

○副議長（大曾根英明君） 日程第4、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大曾根英明君） ただいまの出席議員数は14人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、森田正男議員、14番、藤原建志議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（大曾根英明君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に1番、森田正男議員、14番、藤原建志議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大曾根英明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○副議長（大曾根英明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（大曾根英明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

高山書記。

〔点呼に応じて順次投票〕

○副議長（大曾根英明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○副議長（大曾根英明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

1番、森田正男議員及び14番、藤原建志議員に立ち会いをお願いいたします。

それでは、開票いたします。

〔立会人立ち会いの上開票〕

○副議長（大曾根英明君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票中 石川 清議員 11票

大山 茂議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、石川清議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（大曾根英明君） ただいま議長に当選されました石川清議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。



◎議長就任のあいさつ

○副議長（大曾根英明君） 5番、石川清議員、ごあいさつをお願いいたします。

○5番（石川清君） 就任に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

大変ふなれであります。議会運営がスムーズにいきますよう、協調性を持って努力いたしますので、議員の皆様のご協力とご指導賜りますよう、心よりお願い申し上げます。よろしくごあいさついたします。

○副議長（大曾根英明君） 大変ご協力ありがとうございました。

これで議長の石川清議員と交代いたします。

石川清議員、議長席へお着き願います。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（石川 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

○議長（石川 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議席の指定

- 議長（石川 清君） 日程第5、議席の指定を行います。

坂戸市議会議員の改選により、新たに坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員となりました議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

新議員の議席を書記をして朗読いたさせます。

高山書記。

- 書記（高山 淳君） （議席番号朗読）
○議長（石川 清君） ただいま朗読したとおり議席番号を指定いたします。

◇

◎日程の追加

- 議長（石川 清君） お諮りいたします。

この際、議長選挙に伴い、議席の一部変更についてを日程に追加をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議席の一部変更についてを日程に追加することとし、以下、順次繰り下げることに決定いたしました。

◇

◎議席の一部変更

- 議長（石川 清君） 日程第6、議席の一部変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において、中島信夫議員の議席は議席番号5番に、私、石川清の議席は議席番号4番にそれぞれ変更いたします。

直ちに新議席へお着きを願います。

〔5番 中島信夫君新議席に着く〕

◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（石川 清君） 日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について（議案第5号）を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、福田耕三議員の退席を求めます。

〔9番 福田耕三君退席〕

○議長（石川 清君） 提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

本組合の監査委員のうち議会の議員から選出されておりました井上監査委員の任期が平成16年4月20日付で満了となりましたので、その後任として、慎重に考慮いたしました結果、福田耕三氏が最適任者と考え、坂戸、鶴ヶ島下水道組合同規約第12条第2項の規定により、議会の同意を得たく提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（石川 清君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

〔9番 福田耕三君復席〕



◎日程について

○議長（石川 清君） お諮りいたします。

日程第8、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件（議案第6号）から日程第10、委託協定の変更について（議案第8号）まで3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



◎議案第6号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石川 清君） 日程第8、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件（議案第6号）から日程第10、委託協定の変更について（議案第8号）まで3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第6号 平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件から議案第8号 委託協定の変更についてまで3件につきましては関連がありますので、一括して提案の理由を申し上げます。

鶴ヶ島市大字五味ヶ谷及び上広谷地内における大谷川の築造工事に際しましては、平成14年6月及び12月定例会におきましてご議決を賜り、国土交通省及び東武鉄道へ委託して工事を進めてまいりましたが、平成16年2月27日付の都市計画決定の変更並びに平成16年3月30日付の事業認可変更により、都市下水路事業から公共下水道事業に位置づけが変更されたところであります。議案第7号及び議案第8号は、このことを受けまして協定名の変更を行うものであります。また、国土交通省委託工事につきましては、事業の進捗に合わせ協定期間を平成17年度まで延伸しようとするものであります。

また、議案第6号、補正予算につきましては、委託協定の変更に伴い、所要の措置を講ずるものであります。その内容を申し上げますと、歳入歳出それぞれ1億3,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を56億1,100万円にしようとするものであります。

第2表、債務負担行為につきましては、協定期間変更に伴い、平成17年度までに新たに追加設定するものであります。また、第3表、地方債補正につきましても、協定変更に伴い、地方債の限度額を変更する必要が生じたため、変更を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（石川 清君） これより質疑に入ります。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。質疑をさせていただきます。

今回は、平成16年度までに完了予定であった本工事を17年度まで延長するという事で、さまざまな補正等を組まれているわけでございますけれども、その主立った原因について詳しくお示しをいただきたいと思っております。

あともう一点、今回は予算上は、補正予算分は債務負担行為ということで金額の変更はありませんけれども、1年間その期間が延びることによる影響というものがないのかについても改めてお伺いをさせていただきます。

以上です。

○議長（石川 清君） 新井建設課長、答弁。

○建設課長（新井邦男君） お答えいたします。

原因でございますが、平成14年度より委託協定をお願いしているわけでありましたが、当初よりオオタカの営巣地の調査期間も要したこと及び県道川越坂戸毛呂山線ボックスカルバート設置に伴う道路の切り回し等の用地借地に難航し、期間を要し、事業がおくれたものでございます。

それから、来年度に延びるということでありますが、事業に際しましては何ら影響というか、内容的には何も変わっていません。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 再質疑を行わせていただきます。

かかる事態に関しましては、事前に予想等はできなかつたのかということについて、もう一度確認のためにご説明をいただければと思います。

あともう一点、単純に考えましても、期間が延長するということであるならば人件費等にも影響があるように思われますけれども、そういった点は影響がないということについてもご説明をいただきたいと思ひます。

○議長（石川 清君） 新井建設課長、答弁。

○建設課長（新井邦男君） お答えします。

事前に予想であります、これは国土交通省の方をお願いしてありますので、期間につきましては全面委託でありますので、こちらとしてもそこまではちょっとわかりませんでした。

人件費等につきましては影響ありません。

以上です。

○議長（石川 清君） ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石川 清君） 日程第11、工事請負契約の締結について（議案第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第9号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本工事は、下水道事業の将来計画における北坂戸水処理センターの効率性にかんがみ、当面北坂戸水処理センターの流入下水の一部を石井水処理センターへ送水する重要な幹線であり、坂戸市大字片柳地内に布設するものであります。

工事の概要につきましては、管径1,000ミリメートル平均土かぶり4.63メートルの幹線を、推進工法により558.5メートル施工をするものであります。

工事請負業者につきましては、去る5月18日の工事請負業者等指名委員会において、条件付一般競争入札によることとし、入札参加条件として構成員を2社とする特定建設工事共同企業体のJVで施工する方法とし、すべての構成員は本組合に対し、契約権限を有する本店、支店等が土木一式工事について、本組合の競争入札参加資格者名簿に登録されていること等の条件を付したところであり、去る6月1日に入札を執行しましたところ、13共同企業体が参加し、第1回目の入札において、最低価格1億3,869万5,235円が2共同企業体であったため、くじにより決定をし、その結果、初雁・協和特定建設工事共同企業体が落札いたしました。

なお、工期につきましては、契約締結日から平成17年2月4日とし、ここに本契約について議会のご議決をお願い申し上げる次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（石川 清君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○議長（石川 清君） 日程第12、一般質問を行います。

通告者は2人であります。順次質問を許します。

7番、大山茂議員。

○7番（大山 茂君） 7番、大山です。ただいまより通告に従いまして、下水道中央幹線を西坂戸まで延伸することに関して一般質問を行います。

現在、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の中央幹線は、西部地域方面には、現在のところ一本松土地区画整理事業区域まで延びています。下水道未整備区域である坂戸市の大家地区を通り、西坂戸まで延びていく予定があるかと思えます。西坂戸第1ポンプ場及び西坂戸地域し尿処理施設は、当初はいわゆるコミプラ管理で使用されていましたが、平成2年からは下水道組合管理となりました。この施設設備は老朽化が進んでいます。また、処理水を葛川に放流しているのが実態です。下水道の幹線を西坂戸まで延ばしていくことは急務であります。また、現在坂戸、鶴ヶ島両市合わせての公共下水道普及率は57%で、こうした下水道幹線の延伸にあわせて下水道事業区域を広げていくことが望まれます。

そこで、2点質問します。第1点、下水道中央幹線の延伸の見通しについてお尋ねします。

第2点、下水道幹線が布設された場合には、それに合わせ下水道事業区域の拡大を図るべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） それでは、お答えをいたします。

公共下水道中央幹線につきましては、石井水処理センターを起点といたしまして坂戸市千代田、関間地内を経て、鶴ヶ島市脚折町、それから一本松土地区画整理事業地内を通りまして、県道日高川島線から西坂戸し尿処理場までの都市計画上の延長で見ますと1万4,030メートルと最も長い幹線でございます。この幹線につきましては、事業認可区域は一本松土地区画整理事業の西端までの9,285メートルでございます。現在鶴ヶ島市立西中学校までの8,107メートルが完成をいたしております。残っております事業認可区域内で見ますと1,178メートルでございます。この残っているところにつきましては、今年度実施設計を行う予定であります。

なお、工事につきましては、一本松土地区画整理事業との関連がございますので、同事務所並びに飯能県土整備事務所等関係機関と協議を行いまして、来年度より実施をしまいたいと考えております。し

たがいまして、西坂戸までの延伸時期につきましては、現事業認可区域内の幹線並びに面整備等の進捗状況を踏まえまして、今後構成市でございます坂戸市、鶴ヶ島市と協議をしてみたいと考えております。

次に、中央幹線沿線の市街化調整区域の事業認可拡大の関係でございます。この事業認可の関係につきましてでございますが、やはり他の区域との整合性を図りますとともに、構成両市の都市計画上の関係もございまして、構成いたしております坂戸市、鶴ヶ島市と今後協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（石川 清君） 7番、大山茂議員。

○7番（大山 茂君） それでは、要望も含めまして再質問させていただきます。

西坂戸処理施設の現状、それから葛川に放流している、そうした状況からすれば、さまざまな経済的な事情があるとはいえ、市民生活の安全向上の視点に立つならば、速やかに下水道中央幹線を西坂戸まで延ばしていくべきであり、両市で協議とのことではありますが、急務であるということをごひとらえていただき、西坂戸までの延長をできるだけ早い時期に実現できるように要望しておきます。

さて、答弁の中で、現在両市の市街化区域などについての調整、そういったことがお答えの中にありましたが、下水道事業区域を調整区域には広げられないという、そのような事情もあるかと思いますが、しかしながら調整区域、とりわけ市街化区域に隣接して比較的住居が密集しているようなところでは、下水道事業を進めてほしいという要望は根強いものがあります。

そこで、再質問ですが、下水道幹線が通るところの周辺くらいは下水道事業区域、つまり下水道事業を進めるといふうな形にできないでしょうか、この点を再質問いたします。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

市街化調整区域におきますところの公共下水道の事業に関する件でございますけれども、御高承のとおり、組合で行っております公共下水道事業につきましては、すべて都市計画法に基づきますところの都市計画事業といたしまして行っております。現時点におきましては、市街化区域をまず整備をしていくこととされております。したがいまして、お話の市街化調整区域を事業認可区域に編入していくという実施計画は現在のところございません。今後、構成いたしております両市の都市計画事業の位置づけにつきまして検討されるものと考えております。今後、都市計画との整合を図りながら、両市の方と検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 7番、大山茂議員。

○7番（大山 茂君） 都市計画との関連でお答えいただきましたが、先ほどの再質問は、調整区域でも下水道幹線の通る周辺くらいは公共的な下水道としての手法ができないでしょうかというふうなことを質問したつもりですが、そこで3回目として質問したいと思うのですが、その周辺あるいは下水道幹線が通っているところに面している場所くらいでも下水道事業に取り組んでいただけないものでしょうか、その点を3回目の質問とさせていただきます。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

ただいま申し上げましたように、市街化調整区域につきましては、面的な整備を事業計画ということでの位置づけにつきましては、ただいま申し上げましたとおりでございますが、ただいまお尋ねの公共下水道の幹線が通っている道路に面している土地というふうに限定をして考えてまいりますと、こちらにつきましては私ども組合の下水道条例第27条にこの規定がございます。そしてまた、この規定に基づきますところの取り扱い要綱も定められておりまして、公共下水道の特別使用ということが一部では認められるものでございます。

ただ、このときにつきましては、やはり接続のための要件がございます。公共下水道が入っている道路に面している土地につきましては、まず一つといたしましては、取付管だけで下水道管に接続できるということが一つの要件でございます。そして、二つ目といたしましては、公共下水道、その管が管理上支障がないかどうかという点、そしてその管に汚水が多く流れ込むわけでありまして、流入につきましての処理能力がその管にあるかどうかということを検討いたしまして、これらが満足されるということである場合につきましては、市街化調整区域におきましても、下水本管が入っている道路に面している宅地につきましては、これらの要件をクリアした場合につきましては、特別使用ということによりまして、一部につきましては使用をいただいております。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 次に、2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、本組合における一般質問を行わせていただきます。

まず、公共下水道と都市計画と題しまして質問させていただきます。鶴ヶ島市藤金土地区画整理地内においては、大谷川公共下水道雨水幹線が流れ、一部は事業認可がおりておりますが、ほとんど都市計画決定を受けているだけです。平成7年1月10日に組合施工により区画整理の計画決定を見た当地ですが、いまだ事業化がなされず、組合も解散しております。去年からことしにかけて民間の開発による住宅が乱立を始め、当組合が将来整備する予定の大谷川雨水幹線に面する形での住宅も見受けられます。鶴ヶ島市としても、これ以上の無秩序の住宅の張りつけは望まず、地区計画などにより何らかの規制をかけたいと考えているようですけれども、当組合として、以下のとおり、通告に従い質問させていただきます。

（1）といたしまして、藤金地内の都市計画や事業認可の状況と内容について。

（2）、現在は圏央道に沿い、東武東上線を渡るところの整備をしておる公共下水道ですが、その後の藤金土地区画整理地内での整備予定についてお伺いをいたします。

（3）として、事業認可を受けている土地への住宅などの建設に制限ができるのかどうかということについてお伺いをいたします。

（4）として、都市計画のみで、いまだ事業認可のおりていない土地への住宅などの建設に制限ができるのでしょうか、それについてもお伺いをいたします。

（5）として、組合として、このかかる事態についてどのようにお取り組みになるのかについてお伺いをいたします。

大きな2番といたしまして、ユスリカ対策について質問いたします。ユスリカ対策は、この時期になりましたら何度か一般質問に出るものでございますけれども、今回はそのときの答弁も踏まえまして質問さ

せていただきます。そのときの答弁、さまざまなユスリカ対策の答弁というのは、結論から言うと、下水道の普及を進めて、その接続率を上げて、河川を浄化することによって抑えていくということでございます。その対症療法といたしまして薬剤散布を行っているということでございます。しかし、ユスリカの発生は、同じ河川でも場所により違いがあるようでございまして、川がカーブしているようなところは土砂が堆積し、多くのユスリカが発生しているように感じます。地域的に大量発生するところの掌握等はされているでしょうか。大量発生しているところは、なぜそこに多く発生するかという分析をされた上で、土砂をしゅんせつするなど集中的な整備をするような考えはお持ちではないでしょうか。

以上について質問をさせていただきます。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず初めに、大谷川雨水第1幹線についてでございますが、こちらにつきましてはご案内のように、越辺川の合流部から県道川越越生線東側の鶴ヶ島市道までの区間7,320メートルを都市計画決定いたしております。御高承のとおり、これまでの間、昭和60年9月10日に圏央道の計画に合わせまして一部ルート変更を行いました。また、本年2月27日には、ポンプ場用地を含みます公共下水道雨水幹線といたしまして変更したところでございます。事業認可につきましては、鶴ヶ島市大字藤金地内の市道248号線までの6,626メートルにつきまして事業認可を得ております。

次に、(2)のところでございますが、やはり大谷川雨水第1幹線の整備に関しましては、現在圏央道と平行いたしております箇所を平成14年度から国土交通省大宮国道工事事務所に、また東武鉄道横断箇所につきましては東武鉄道株式会社に工事委託をいたしまして、平成17年度完成に向け進めているところでございます。ご質問のいわゆる藤金土地区画整理地内につきましては、現在の事業認可区域には、ただいま申し上げましたとおり、市道248号線までとなっておりますので、同地内を整備するためには事業認可の延伸を図ることが必要でございます。この延伸時期につきましては、現事業認可区域内の事業の進捗に合わせまして、今後構成市と協議をしてみたいと考えております。

次に、(3)番目でございますが、事業認可区域内におきますところの建築制限についてでございます。事業認可区域につきましては、都市計画法第65条の規定によりまして建築等の制限がございます。この内容を申し上げますと、都市計画事業の施工の障害となるおそれのある土地の形質の変更もしくは建築物の建築、その他の建築、それから5トン以上の物件を堆積しようというような場合につきましては、事前に市長の許可を受けなければならないとされております。

なお、この許可に当たりましては、事業施工者の意見を聞かなければならないものとも規定をされております。私ども組合といたしましては、関係機関と十分協議をいたしまして、事業進捗に支障のないように取り扱ってまいりたいというふうに考えております。

次に、(4)でございますが、都市計画区域内におきますところの建築等の制限の関係でございます。こちらにつきましても、やはり同じく都市計画法第53条が適用されます。この53条の概要を申し上げますと、建築物の主要構造部が木造等であり、2階以下、一部3階も可能でございますけれども、そして地階を有しない、それら容易に移転、除却することができるものであると認めるときは、その許可をしなければならないとされております。

次に、5番目でございますが、組合としての取り組みについてでございますが、組合といたしましては、雨水幹線の整備は下流部より行うことが必要でありますので、まず事業認可区間の整備を推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、ユスリカに関しましてお答えをいたします。発生場所の把握ということでございますが、毎年このユスリカ対策につきましては、坂戸市、鶴ヶ島市と協議を行いまして薬剤駆除等を行っております。この駆除とあわせて、飯盛川雨水幹線におきましては10カ所ほど、大谷川雨水幹線につきましては4カ所ほど、年6回程度、定点でのユスリカの調査をいたしております。この調査の結果に基づきまして、薬剤駆除等ユスリカの対策を行っているところでございます。

この調査の結果で見てまいりますと、発生しやすい場所と思われるところにつきましては、まず一つの要因が橋の下ですとか暗渠等比較的暗い場所であるということ、そしてもう一つの要素といたしましては、やはり水の流れが緩やかな場所であるということとあります。いずれの発生場所にも共通していることは、先ほど議員さんお話のとおり、水が汚れているところということにつきましてはやはり共通事項でございました。そして、ユスリカの発生を見てまいりますと、徐々にではあります、発生場所が上流部の方へ移行しつつございます。この要因といたしましては、私どもといたしましては、公共下水道の普及、さらにまた坂戸市、鶴ヶ島市で取り組んでおります環境問題、とりわけ合併浄化槽等の普及によりまして水質が改善されつつあるものと思われまます。また、しゅんせつ等についてでございますが、やはりしゅんせつにつきましては水の流れとの問題がございまして、効果の長期性、経済性の面からも難しい問題点もございまして。今後につきましても、引き続きこの対策等につきましては研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川 清君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質問を行わせていただきます。

まず、公共下水道のこととありますけれども、今のご答弁によりますと、やはり都市計画のみでいまだ事業認可がおりていないところというのであるならば、基本的に木造2階建てのものであれば、要件を満たしていれば物が建ってしまうと申しますか、建てられるわけでございますが、そうしますと確認でございますけれども、今後事業認可がおりて、この場所を整備をするという際には、移転補償という問題が必ず将来には生じてしまうということにつながると思っておりますけれども、その点ちょっと確認させていただいて、そういったことを避けるためにも、例えば建築をする際、この場合は許可をしなければならないということですから、要件を満たしていれば、それを防ぐ手は、指導ということではできないと思うのですが、それに対する協力をお願いするとか、そういったこと、何らかの対応ということがなされているのかどうかという点について確認のためにもお伺いをさせていただきます。また、こういった事業認可以外に、こういったものを何らかの形で規制するような方法があるのかどうかについても重ねてお伺いをさせていただきます。

続いて、ユスリカ対策についてお伺いします。ユスリカについては、ちゃんと定点で調査をされて、発生の多いところにある意味集中して薬剤散布等されているというのが答弁で出たわけでございますので、今後ともそういったことは続けていただいて、ただやはりそういった水がよどむようなところというのは

土砂の堆積も見られるわけで、やっぱりそこにユスリカの発生の原因があるというふうに、その被害に遭われているという方には見えて、どうしても土砂だけどけてもらえないかというような声もありますけれども、こういったしゅんせつに関する費用、どういったぐらいのものが大体かかるのかということについて確認のためにお伺いをさせていただきます。また、今後ともこういった調査、またもっと幅広く周辺住民のアンケート等をとっていただいて、さらに効果的な対処も重ねて、こちらは要望で結構でございます。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず、都市計画決定をされている区域におきますところの建築についてでございます。事業施工に伴いますところの建築物等の移転等を行う場合につきましては、事業施工者が補償等必要な措置を講じなければならないことと存じております。また、事前に防ぐことではございますが、事前に防ぐことにつきましては大変難しい問題があるというふうに認識をいたしております。都市計画法では、先ほど申し上げましたとおり、53条に基づきまして建築等の許可申請が提出されます。これを法的には許可をしないことも可能であります。しかし、この場合につきましては、土地所有者は当該土地の買い取り等の申し出をすることもできます。申し出された場合、事業施工者といたしまして財政的な問題もでございます。これらの問題も解決しなければならないというふうに考えております。いずれにしましても、都市計画につきましては、百年の大計ともよく言われますように、長期の計画でございますので、土地所有者等に事前の必要性、それから事業内容、現在の進捗状況等をよくご説明いたしまして、ご理解、ご協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

それから、しゅんせつ工事にかかりますところの費用はどのくらいかというお話でございますが、工事の関係につきましては、状況によりまして大きく異なるわけでございます。概算で過去の実績から推計いたしますと、川幅が約6メートルぐらいというふうに見まして、その6メートルのうち半分ぐらい、約3メートルぐらいが土砂が堆積しているというふうなことを考えまして、そしてまたこの堆積物を産業廃棄物として処理をしなければならないわけではございますが、これらを考えてみますと、1メートル当たりで見ますと約10万円程度と想定されます。

以上でございます。

○議長（石川 清君） よろしいでしょうか。

以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長のあいさつ

○議長（石川 清君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

皆様のご協力により議会運営がスムーズにまいりました。ありがとうございます。これからも協調性を第一に議会運営に当たってまいりますので、ご協力よろしく願いいたします。ありがとうございました。

◇

◎管理者のあいさつ

○議長（石川 清君） 管理者からごあいさつをお願いします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、平成16年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げたところでありまして、全員の議員さんのご出席を賜りまして、それぞれご提案申し上げました議案につきまして慎重ご審議を賜りまして、いずれも原案どおりのご同意、ご議決をいただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

なお、本議会におきましては議長選挙が行われたわけでありまして、石川清議員さんには議長にご当選をされまして、心からお祝いを申し上げますとともに、今後ともご指導を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

私どもは議会の意を最大限に尊重させていただき、これからも下水道の普及促進、さらにはまた処理施設の安定運営等にこれからも努力を重ねてまいりますので、変わらざるご指導をよろしくお願い申し上げます。

実は本年も水処理センターにおきまして、処理水を利用した蛍の飼育を行ってまいりました。おかげさまで職員の努力で、かなり多くの蛍が羽化いたしました。6月の13日並びに19日に蛍観賞の夕べを行いましたところ、2日間で2,000名を超える多くの方々においでいただきまして、蛍の飛来する、夕景に飛び交う中に、非常に感動を抱いていただいたというお話を聞いたところであります。

なお、その際、下水管のモデル展示等も行いまして、下水道が清流を守るための非常に重要なものであるということ、さらに重要性をアピールをさせていただいたところでございます。これからも引き続きこういった面につきまして、多くの市民の方々にご理解をいただく中で協力をしていただきたいと思いますところでございます。

本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。まだまだ梅雨明けまでにはしばらく日にちが続くと思います。うっとうしい日が続くわけですが、どうぞご健勝にてますますご活躍を賜りますように、心からご祈念いたしましてごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

（午前11時38分）

○議長（石川 清君） これをもって平成16年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成16年 月 日

議 長 石 川 清

副 議 長 大 曾 根 英 明

署 名 議 員 小 寺 由 香 子

署 名 議 員 西 村 武 次